

Japan tax alert

EY税理士法人

英国、企業向けにプラスチック 製包装税に関する最新の ガイダンスを発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

2021年8月12日、英国の税務当局である歳入関税庁(HMRC)は、新たなプラスチック製包装税(Plastic Packaging Tax)の遵守に向けてどのように準備すべきかについて、企業向けの最新のガイダンスを発表しました。登録義務や定義など、プラスチック製包装税の重要な側面に関する詳細情報ガイダンスも更新されました。本ガイダンスは、プラスチック製包装材を製造または英国に輸入する企業を対象としており、すでに商品が入っている包装材を輸入する企業も含まれます。

背景

英国のプラスチック製包装税は、2022年4月1日から施行され¹、英国内で製造されたプラスチック製包装材、または英国に輸入されたプラスチック製包装材で、その製造に使用されたプラスチックのリサイクル率が30%未満の場合に適用されます。税率はプラスチック製包装材1トン当たり200ポンドとなります。

プラスチック製包装税は、プラスチック製包装材において、新しいプラスチックではなくリサイクルされたプラスチックの使用を奨励することを目的としています。これにより、プラスチック廃棄物のリサイクルや回収が促進され、埋立てや焼却からの転換が図られることが期待されます。

ガイダンス

最新のガイダンスは、記録の保持、プラスチック製包装税のための登録、請求書の発行など、企業にとって重要な詳細を取り上げています。ただし、プラスチック製包装税の法律はまだ制定されていないため、企業はいくつかの詳細が変更される可能性があることを認識しておく必要があります。HMRCは、プラスチック製包装税が施行される前の今年後半には、さらなる最新情報を提供するとしています。

しかしながら、プラスチック製包装税はまだ施行されていませんが、HMRCは、影響を受ける企業は、新しい規定を遵守するために必要な情報や請求書・報告書作成システムの要件を確認するために、今すぐ行動を起こすべきだと強調しています。これらの要件は、登録や税金の徴収を必要としない企業にも適用される可能性があり、プラスチック製包装材を購入する企業であっても、サプライヤーが負担していない税金について連帯して責任を負う可能性があります。

巻末注

- このトピックに関し、HMRCが以前に発表した情報は以下のとおりです。
 - [Introduction of Plastic Packaging Tax from April 2022](#)
 - [Draft legislation: Plastic Packaging Tax](#)
 - [Further information for businesses](#)
 - [Plastic Packaging Tax: policy design](#)
 - [Policy Paper - Introduction of Plastic Packaging Tax](#)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

Jonathon Shepherd Manager (UK Desk) jonathon.shepherd@jp.ey.com

EY UK

Jo Stobbs Partner jstobbs@uk.ey.com
Richard Johnston Associate Partner richard.johnston@uk.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
- 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページより登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210824

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp